

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社：株式会社L Aホールディングス
提出会社：株式会社ラ・アトレ

目次

	頁
表紙	
第一部 組織再編成に関する情報	4
第1 組織再編成の概要	4
1. 組織再編成の目的等	4
2. 組織再編成の当事会社の概要	6
3. 組織再編成に係る契約	7
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	24
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	25
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	25
7. 組織再編成に関する手続	25
第2 統合財務情報	27
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	27
第二部 企業情報	28
第1 企業の概況	28
1. 主要な経営指標等の推移	28
2. 沿革	28
3. 事業の内容	28
4. 関係会社の状況	28
5. 従業員の状況	29
第2 事業の状況	30
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	30
2. 事業等のリスク	30
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
4. 経営上の重要な契約等	33
5. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 上場申請会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	41
第5 経理の状況	51
第6 上場申請会社の株式事務の概要	52
第7 上場申請会社の参考情報	52
1. 上場申請会社の親会社等の情報	52
2. その他の参考情報	52
3. 組織再編成対象会社が提出した書類	53
4. 上記書類を縦覧に供している場所	53
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	54
第四部 上場申請会社の特別情報	54
第1 最近の財務諸表	54
1. 貸借対照表	54

2.	損益計算書	54
3.	株主資本等変動計算書	54
4.	キャッシュ・フロー計算書	54
第2	保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類	54

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社である株式会社L Aホールディングス（以下「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転により2020年7月1日に設立登記をする予定であります。

（注）本報告書提出日である2020年5月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立日の2020年7月1日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年5月1日
【会社名】	株式会社L Aホールディングス（注）1
【英訳名】	LA Holdings Co., Ltd.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇田 栄一（注）1
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号（注）1
【電話番号】	下記の株式会社ラ・アトレの連絡先をご参照下さい。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社ラ・アトレ
【英訳名】	L'attrait Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇田 栄一
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 栗原 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 栗原 一成

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的及び理由

提出会社である株式会社ラ・アトレ（以下「ラ・アトレ」といいます。）は、早くから事業の多角化に取り組み、新築不動産販売から再生不動産販売、商業施設開発、高齢者住宅事業、ホテル事業、不動産賃貸まで全方位の事業ポートフォリオの構築を続け、経済環境、社会環境、不動産市況等の外部環境の変化に耐えうるビジネスモデルを確立しております。また、「再拡大期」と位置付ける2019年からの中期経営計画において、事業チャネルの多様化によるビジネスの発展及び持続的な企業成長を目指していくことをテーマに掲げ、経営の効率化を図るとともに、より強固な事業体制の構築を推進してまいりました。

一方、ラ・アトレグループを取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少や気候変動、国際競争の激化、マンション価格の高騰、デジタルテクノロジーの飛躍的な進化等により急速に変化を遂げています。

このような環境・市況の変化に対応するために、今後、ラ・アトレグループにおいては、グループにおける役割分担を明確にした戦略的なグループ経営を展開していくことが重要であると考えております。これらを踏まえ、以下のとおり、グループ全体の機動力や競争力の強化、M&A推進による事業拡大と人材獲得・育成、グループ経営資源の最適化、経営戦略の迅速な意思決定の実行、コーポレート・ガバナンスの強化等を目的とするグループの組織体制構築を推進していくという観点から、新たなグループ経営体制として持株会社体制へ移行することにいたしました。

① グループ全体の機動力や競争力の強化

ビジネスを取り巻くあらゆる環境・市況の変化に対して迅速な対応ができるスピード経営が求められるなかで、機動力や競争力を備えたより強固なグループ組織体制の構築に取り組んでまいります。

② M&A推進による事業拡大と人材獲得・育成

持続的な企業成長や企業価値向上をグループ経営における最重要課題と位置付け、これらの実現に向けた積極的なM&A推進による事業拡大や新規事業創出、優秀な人材獲得・育成を目指し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

③ グループ経営資源の最適化

グループ経営戦略のもと、高い付加価値や成長性が期待できる事業等への経営資源のシフトなど、積極的な事業ポートフォリオマネジメントによる経営資源の最適配分を行うことで、更なる収益性の向上及び経営の効率化を図ってまいります。

④ 経営戦略の迅速な意思決定の実行

当社と各子会社の役割を明確化することにより、当社はグループ経営における戦略の策定や迅速な意思決定の実行が可能となり、また各子会社は機動的な業務執行体制を構築することで、グループ経営機能の強化による企業価値向上を目指してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

企業活動を通じて持続的な企業成長とともに企業の社会的責任を果たすうえで、監督機能と業務執行機能の分離をより明確化し、グループ経営におけるコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図ることで、経営の透明性・健全性を高めてまいります。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 名称	株式会社L Aホールディングス (英文名: LA Holdings Co., Ltd.)
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目9番18号
(3) 代表者及び役員就任 予定者	代表取締役社長 脇田 栄一 現 株式会社ラ・アトレ代表取締役 取締役 自見 信也 現 株式会社ラ・アトレ取締役 取締役 八尾 浩嗣 現 株式会社ラ・アトレ取締役 取締役 栗原 一成 現 株式会社ラ・アトレ取締役 社外取締役 福田 大助 現 株式会社ラ・アトレ社外取締役 常勤監査役 神保 剛 現 株式会社ラ・アトレ内部監査室長 社外監査役 江口 正夫 現 株式会社ラ・アトレ社外監査役 社外監査役 佐藤 明充 現 株式会社ラ・アトレ社外監査役
(4) 事業内容	新築不動産販売事業、再生不動産販売事業、不動産賃貸事業を営むグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(5) 資本金	250,000千円
(6) 決算期	12月31日
(7) 純資産(連結)	未定
(8) 総資産(連結)	未定

② 上場申請会社の企業集団の概要

ラ・アトレは、2020年3月27日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2020年7月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。当社設立後の当社と関係会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (千円) (注) 1	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) 株式会社 ラ・アトレ (注) 2、3	東京都 港区	483,934	新築不動産 販売事業、 再生不動産 販売事業	100.0	5	未定	未定	未定	未定	未定
(連結子会社) 株式会社ラ・アト レレジデンシャル	東京都 港区	10,000	不動産管理 事業	100.0	4	未定	未定	未定	未定	未定
(連結子会社) 株式会社L Aソ リューション	東京都 港区	5,000	新築不動産 販売事業、 再生不動産 販売事業	100.0	3	未定	未定	未定	未定	未定
(連結子会社) L'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.	カンボジア 王国プノン ベン特別市	500千USドル	カンボジア 王国におけ る新築不動 産販売事業	49.0	一	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1. 資本金は最近事業年度末時点(2019年12月31日現在)のものです。

2. ラ・アトレは有価証券報告書を提出しております。

3. ラ・アトレは特定子会社に該当いたします。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、ラ・アトレは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

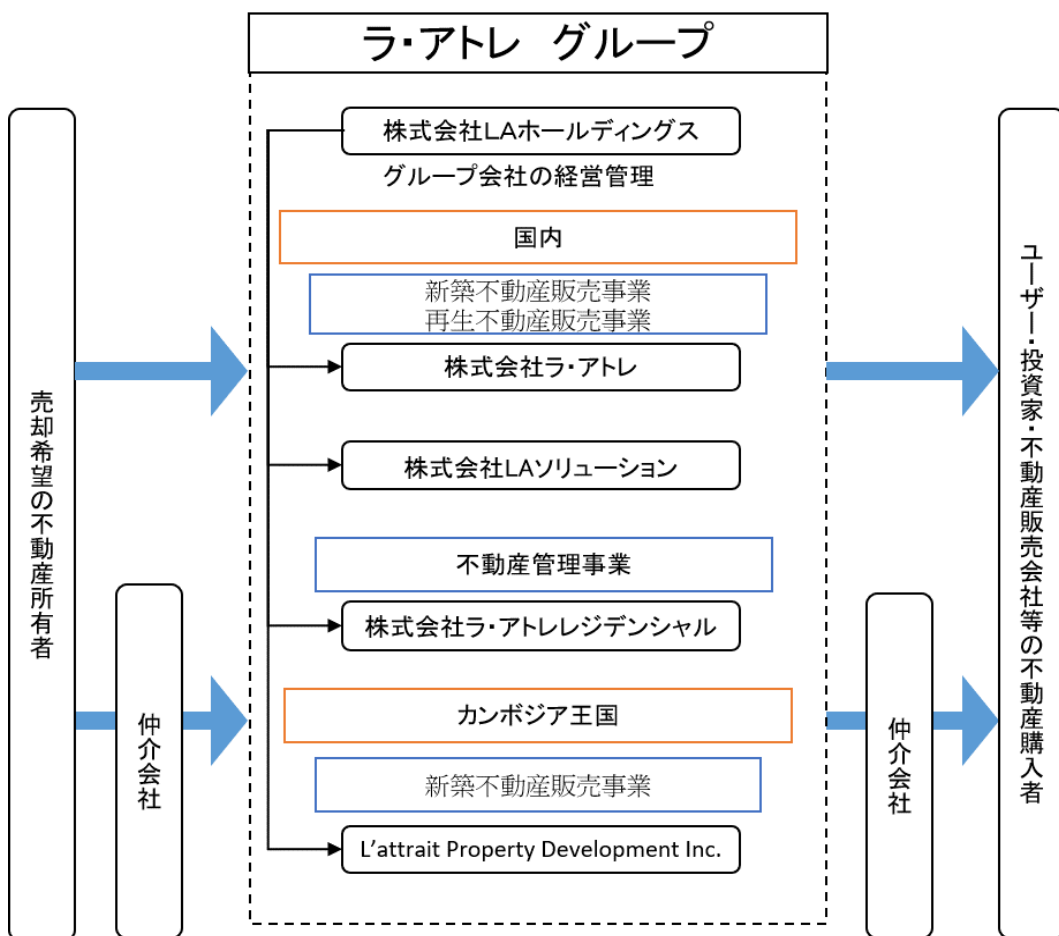
② 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社と関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

ラ・アトレは、同社の2020年3月27日に開催の定時株主総会による承認を条件として、2020年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、ラ・アトレを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2020年2月13日開催のラ・アトレの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるラ・アトレの株主名簿に記載又は記録されたラ・アトレの株主に対し、その所有するラ・アトレの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2020年3月27日開催のラ・アトレの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議をいたしました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社ラ・アトレ（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第8条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「株式会社LAホールディングス 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社LAホールディングス」とし、英文では「LA Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区海岸一丁目9番18号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1700万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社LAホールディングス 定款」記載のとおりとする。

（設立時取締役及び設立時監査役）

第3条 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

脇田 栄一

自見 信也

八尾 浩嗣

栗原 一成

福田 大助（社外取締役）

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

神保 剛

佐藤 明充（社外監査役）

江口 正夫（社外監査役）

(設立時会計監査人)

第4条 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
興亜監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する甲の株式に代わり、甲が基準時に発行している株式の総数と同数の乙の株式を交付する。

2 乙は、本株式移転に際し、本割当対象株主に対し、その所有する甲の株式1株につき、乙の株式1株の割合をもって割り当てる。

(資本金及び準備金の額)

第6条 乙の成立の日における乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金2億5000万円
- (2) 資本準備金の額 金1億円
- (3) 利益準備金の額 金0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第7条 乙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の①及び②の甲の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、その所有する甲の当該各新株予約権に代わり、甲が基準時に発行している当該各新株予約権の総数と同数の以下の表の「乙 割当新株予約権」欄記載の①及び②の乙の各新株予約権をそれぞれ交付する。

2 乙は、本株式移転に際し、本割当対象新株予約権者に対し、その所有する以下の表の「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の①及び②の甲の各新株予約権1個につき、以下の表の「乙 割当新株予約権」欄記載の①及び②の乙の各新株予約権1個をそれぞれ割り当てる。

	甲 株式移転計画新株予約権	乙 割当新株予約権
①	株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権（その内容は、別紙2に記載のとおり。）	株式会社LAホールディングス第1回新株予約権（その内容は、別紙4に記載のとおり。）
②	株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権（その内容は、別紙3に記載のとおり。）	株式会社LAホールディングス第2回新株予約権（その内容は、別紙5に記載のとおり。）

(乙の成立の日)

第8条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、令和2年7月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第9条 甲は、令和2年3月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲はこれを変更することができる。

(株式上場)

第10条 乙は、乙の成立の日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ（グロース）への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第11条 乙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(条件の変更及び本株式移転の中止)

第12条 本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲の財産状態又は経

営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会決議により、本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第13条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、乙の株式の株式会社東京証券取引所 JASDAQ（グロース）への上場について株式会社東京証券取引所の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

令和2年2月13日

東京都港区海岸一丁目9番18号
株式会社ラ・アトレ
代表取締役 脇田 栄一 ㊟

(別紙1)

株式会社L Aホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社L Aホールディングスと称し、英文ではLA Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買、仲介及び販売代理
- (2) 不動産の保有、賃貸、管理及び運用
- (3) 不動産のコンサルティング、測量及び鑑定
- (4) 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
- (5) 建築工事、土木工事、電気工事、設備工事、造園工事、内装仕上工事等の設計、施工及び監理
- (6) 商業施設、宿泊施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設等の開発、所有、賃貸及び経営
- (7) 有料老人ホームその他高齢者向け施設の開発、所有、賃貸及び経営
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (9) 中高層共同住宅、オフィスビル、店舗ビル等の総合管理業
- (10) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業等に関する事業
- (11) 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払いその他保証業務
- (12) 家具及びインテリア製品の製造及び販売
- (13) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
- (14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (15) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (16) 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び投資顧問業
- (17) 不動産及び不動産に関する権利又は有価証券を担保とする金銭の貸付又は仲介並びにその他の金銭の貸与、貸付の事務代行及び債務保証
- (18) 生命保険、損害保険その他保険会社（外国保険業者を含む。）の代理又は代行
- (19) 再生可能エネルギーによる発電事業
- (20) 熱供給事業
- (21) 電気通信事業、電力サービス事業その他電気通信事業法に基づく事業
- (22) 産業廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務
- (23) 資産運用、資金調達、経営、財務、経理、総務等に関するコンサルティング及び事務受託業務
- (24) 労働者派遣事業、職業紹介事業、人事コンサルティング業務
- (25) 警備業
- (26) 機械、設備、航空機その他各種動産の賃貸、売買及び保守管理
- (27) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発、設計、販売、運用及び管理
- (28) 広告宣伝、出版等の企画、制作、販売及び代理業務
- (29) 講演会、セミナー、シンポジウムその他イベントの企画及び運営
- (30) 著作権、出版権、翻訳権等の知的財産権の管理、売買及び賃貸
- (31) 郵便物、印刷物、雑貨等の梱包、発送代行及び販売
- (32) その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1700万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 4 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

- 第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

- 第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。
- 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第29条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程の定めによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第40条の定めにかかわらず、当社の成立の日から令和2年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第27条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 固定金銭報酬

固定金銭報酬の総額は、1億7500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする。

(2) 株式報酬型ストック・オプション

① スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本号において同じ。）に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、前号の定めにかかわらず、1億円以内の範囲内で、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権1個当たりの公正価額の算定は、割当日における当会社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、一般的価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。

なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社の取締役に割り当てる一方、新株予約権の割当てを受ける当社の取締役に對し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法による。

② 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の内容）

ア．新株予約権の数

当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の上限は1,000個とする。

イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

ウ. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

エ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり金1円とする。

オ. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から、割当日から10年を経過する日までとする。

カ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

キ. 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

b. その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議により決定する。

ク. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定める。

(監査役の当初の報酬等)

第3条 第35条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、5000万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

(別紙2)

株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

250個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり金71,200円とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2021年6月29日から2026年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が行使期間開始後に死亡した場合、上記(6)①の規定にかかわらず、その者の代表相続人1名は、代表相続人であることを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2018年6月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙3)

株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり金67,500円とする。

ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2021年4月27日から2029年4月10日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記(6)①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2019年4月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙4)

株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

250個

上記新株予約権の数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数をもって発行する本新株予約権の数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし（ただし、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数に100を乗じた数を当該普通株式の総数とする。）、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2021年6月29日から2026年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が行使期間開始後に死亡した場合、上記(6)①の規定にかかわらず、その者の代表相続人1名は、代表相続人であることを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の交付日

2020年7月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙5)

株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

1,000個

上記新株予約権の数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数をもって発行する本新株予約権の数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし（ただし、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数に100を乗じた数を当該普通株式の総数とする。）、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2021年4月27日から2029年4月10日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記(6)①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の交付日

2020年7月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社L Aホールディングス (完全親会社・当社)	株式会社ラ・アトレ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、ラ・アトレの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定) : 普通株式 5,274,919株

上記新株式数は、2019年12月31日時点におけるラ・アトレの発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、ラ・アトレの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、ラ・アトレが保有する自己株式(2019年12月31日現在81株)については、2020年6月11日にラ・アトレが開催予定の取締役会において、同月30日付で消却を行う旨の決議を行う予定のため、上記株式から除外しています。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、ラ・アトレ単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)を設立するものであり、本株式移転の効力発生直前のラ・アトレの株主構成と当社の設立直後の株主構成に変化がないことから、ラ・アトレの株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、ラ・アトレの株主の皆様の所有するラ・アトレ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたします。

なお、上記のとおり、本株式移転はラ・アトレ単独による株式移転であるため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3. 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ラ・アトレが発行している新株予約権については、当社は、ラ・アトレ新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。なお、ラ・アトレは新株予約権付社債を発行しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

ラ・アトレの株主が、その所有するラ・アトレの普通株式につき、ラ・アトレに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2020年3月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をラ・アトレに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ラ・アトレが、上記定時株主総会の決議の日（2020年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ラ・アトレの株主による議決権の行使の方法としては、2020年3月27日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ラ・アトレの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ラ・アトレに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2020年3月26日午後7時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2020年3月23日までに、ラ・アトレに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ラ・アトレは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるラ・アトレの株主名簿に記載又は記録されたラ・アトレの株主に割り当てられます。株主は、自己のラ・アトレの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、ラ・アトレが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、ラ・アトレは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、基準時におけるラ・アトレの新株予約権者原簿に記載又は記録されたラ・アトレの新株予約権者に割り当てられます。新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ラ・アトレは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項を記載した書面、③ラ・アトレの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ラ・アトレの本店において2020年3月12日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2020年2月13日開催のラ・アトレの取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、ラ・アトレの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ラ・アトレの営業時間内にラ・アトレの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2019年12月31日
株式移転計画承認取締役会	2020年2月13日
株式移転計画承認定時株主総会	2020年3月27日
ラ・アトレ上場廃止日	2020年6月29日（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	2020年7月1日（予定）
当社上場日	2020年7月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

ラ・アトレの株主が、その所有するラ・アトレの普通株式につき、ラ・アトレに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年3月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をラ・アトレに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ラ・アトレが、上記定時株主総会の決議の日（2020年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

本株式移転に際して、ラ・アトレが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるラ・アトレの有価証券報告書（2020年3月27日提出）における主要な連結経営指標は次のとおりです。これらラ・アトレの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	4,592,506	4,740,821	8,271,330	7,720,642	11,669,642
経常利益 (千円)	556,151	210,144	612,463	940,118	2,033,113
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	624,171	176,303	450,075	624,502	1,379,196
包括利益 (千円)	621,914	146,742	460,425	583,846	1,387,790
純資産額 (千円)	1,604,020	1,726,875	2,627,362	3,197,749	4,540,138
総資産額 (千円)	5,938,968	12,241,459	15,102,336	16,832,662	24,896,589
1株当たり純資産額 (円)	383.09	394.61	498.82	605.54	854.63
1株当たり当期純利益金額 (円)	158.29	41.73	94.40	118.40	261.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	145.37	40.40	—	118.26	259.00
自己資本比率 (%)	26.8	14.1	17.3	19.0	18.1
自己資本利益率 (%)	47.9	10.6	20.7	21.5	35.8
株価収益率 (倍)	4.5	12.6	7.3	5.2	5.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△426,131	△4,730,977	△1,170,633	△1,376,138	△584,019
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	184,118	△721,559	△587,633	△138,276	△3,792,387
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	215,519	5,576,511	2,251,816	2,028,105	5,254,076
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	776,645	899,547	1,393,157	1,906,360	2,784,068
従業員数 (名)	27	37	42	45	44

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 3. 第28期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 4. 第30期は、2020年3月26日付で金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

2020年2月13日 ラ・アトレの取締役会において、ラ・アトレの単独株式移転による持株会社「株式会社LAホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年3月27日 ラ・アトレの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ラ・アトレがその完全子会社となることについて決議

2020年7月1日 ラ・アトレが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場（予定）

なお、ラ・アトレの沿革につきましては、ラ・アトレの有価証券報告書（2020年3月27日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるラ・アトレ、株式会社ラ・アトレレジデンシャル、株式会社LAソリューション及びL'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.の株式移転後に予定する主な事業の内容は、次のとおりです。

完全子会社名	主要な事業の内容
株式会社ラ・アトレ	新築不動産販売事業 再生不動産販売事業
株式会社ラ・アトレレジデンシャル	不動産管理事業
株式会社LAソリューション	新築不動産販売事業 再生不動産販売事業
L'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.	カンボジア王国における新築不動産販売事業

なお、事業系統図については「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 2 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ③ 取引関係」に記載のとおりです。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、2020年7月1日時点における関係会社の状況（予定）につきましては、「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 2 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるラ・アトレにおける2019年12月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
新築不動産販売部門	31
再生不動産販売部門	
不動産管理事業部門	1
全社（共通）	12
合計	44

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるラ・アトレにおいて、労働組合は結成されておらず、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるラ・アトレの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2020年3月27日提出）及び四半期報告書（2020年5月15日提出）をご参照ください。

2【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません0が、本株式移転によりラ・アトレの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるラ・アトレの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ラ・アトレの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてラ・アトレが判断したものです。

① 経済情勢等の変動について

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、購買者の需要動向に左右される傾向があります。購買者の需要動向は景気・金利・地価等の動向や住宅税制等に影響を受けやすく、所得見通しの悪化、金利の上昇等があった場合には、購買者の住宅購入意欲の減退につながり、販売期間の長期化や販売在庫の増大など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済情勢の変化は事業用地の購入代金、建築費等の変動要因ともなり、これらが上昇した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合の状況について

当社グループは、主力事業である不動産販売事業において今までの経験と実績から、当社グループ独自の仕入・販売手法により、他社との競合の回避に努めております。

しかしながら、当社グループの主な活動エリアである首都圏における競争は激しい状態にあります。今後の競合他社の参入状況によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不動産物件の引渡し時期等による業績の変動について

当社グループの不動産販売にかかる売上計上方法は、物件の売買契約を締結した時点ではなく、物件の引渡しを行った時点で売上を計上する引渡基準によっております。そのため、物件の引渡し時期及び規模により、当社グループの四半期ごとの業績に変動が生じる可能性があります。

④ 災害の発生及び地域偏在について

地震、暴風雨、洪水等の自然災害、戦争、暴動、テロ、火災等の人災その他予想し得ない状況の発生により引渡し時期が遅延した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは首都圏及び地方中核都市を中心に事業展開をしているため、当該地域における災害及び災害による経済状況の悪化により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 不動産物件の仕入について

当社グループの主力事業である不動産販売事業においては、物件の仕入の成否が販売に直結するため、情報収集力を強化し、収益性のある物件の確保に努める方針であります。

しかしながら、不動産市況の変化、物件の取得競争の激化等により優良な物件を仕入れることが困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 外部業者への工事の委託について

当社グループは、不動産販売事業における建築工事、リノベーション工事等を、当社グループの基準に適合した外部業者を選定し委託しております。

さらに、外注先との間で、品質及び工程管理のため当社グループ社員が随時会議等に参加し、報告を受けるなど、当社グループの要求する品質、工期に合致するように確認作業を行っております。

しかしながら、工事現場における災害の発生、外部業者からの虚偽の報告、外部業者の倒産や契約不履行等、当社グループが予期しない事態が発生し、工事の遅延や停止が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 在庫リスクについて

当社グループでは事業展開に応じ商品の仕入を行っているため、たな卸資産を常時抱えております。

不動産販売事業においては、過去の実績や経験等を活かした計画立案等によって想定される在庫リスクの排除に努めておりますが、販売状況が悪化して販売価格を下げた場合や、商品の仕入後において開発行為や販売活動が長期化し、その間に土地価格等が下落した場合には、当社グループの業績及び資金繰りに影響を与える可能性があります。

⑧ 有利子負債への依存について

当社グループの物件仕入れは金融機関等からの借入に大きく依存しております。従って、当社グループの経営成績は金利変動による影響を受けやすい財務体質となっているため、資金調達手段の多様化及び自己資本の充実に努める予定であります。当面は、金利動向に著しい変化が生じた場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 借入金にかかる確約条項について

当社グループは、資金調達方法の一つとして金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借入を行っておりますが、これらのうちには、純資産額を一定以上に維持することや経常損益が2期連続して損失にならないこと等を確約する条項が付されているものがあります。万が一当社グループの業績が悪化し、これらの条項に抵触し、借入金の返済や担保の差し入れ等を行わなければならない状況になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 法的規制について

当社グループの属する不動産業界は、国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、建物の区分所有等に関する法律、住宅の品質確保の促進等に関する法律、金融商品取引法、不動産特定共同事業法、不動産投資顧問業登録規程等による、法的規制を受けております。これらの法令が変更され、規制が強化された場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ラ・アトレでは、宅地建物取引業法に基づく「宅地建物取引業者免許」、不動産投資顧問業登録規程に基づく「一般不動産投資顧問業の登録」、金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業の登録」、不動産特定共同事業法に基づく「不動産特定共同事業の許可」を受け事業を行っております。

当社グループは当該許認可の対象となる法令等の遵守に努めておりますが、将来何らかの法令違反となる事態が発生し、当社グループの許認可の取消や業務の一時停止処分等を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

a. 宅地建物取引業者免許

免許番号 : 国土交通大臣 (2) 第8425号
有効期間 : 2018年4月5日から2023年4月4日まで

b. 一般不動産投資顧問業の登録

登録番号 : 一般一第853号
種類 : 一般不動産投資顧問業
登録有効期間 : 2016年5月10日から2021年5月9日まで

c. 第二種金融商品取引業の登録

登録年月日 : 2007年9月30日
登録番号 : 関東財務局長 (金商) 第1643号

d. 不動産特定共同事業の許可

許可年月日 : 2016年11月29日
許可番号 : 金融庁長官・国土交通大臣第73号

⑪ 不動産物件及び事業用地の欠陥・瑕疵について

当社グループは、再生不動産販売部門における物件を購入する場合及び事業用地を仕入れる場合には、事前にアスベストの使用の調査、土壌汚染・地中埋設物等の調査を必須としております。

しかしながら、使用履歴や事前調査上は問題ない土地・建物であっても、購入後又は分譲後に近隣地域から土壌汚染物質が流入し土壌汚染問題が発生する等、不動産物件及び事業用地の欠陥等について、当社グループが予期しない形で対策・処置が求められた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産における、権利、構造等に関する欠陥等については、原則として売主が担保責任を負いますので、当社グループのリスクは回避されますが、何らかの理由で当社グループに欠陥・瑕疵の修復費用負担が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 個人情報の保護について

当社グループは、事業活動を通じて個人情報を取得する他、当社グループの役職員に関する個人情報を有します。当社グループにおいては、「プライバシー・ポリシー」をホームページ上に掲載する予定です。

また、随時社員に対する個人情報保護の徹底を指示し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。

しかしながら、将来何らかの理由により個人情報が当社グループから漏洩し、当社グループが適切な対応を行えず、当社グループの信用力が失墜し、又は損害賠償による損失が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 組織体制について

当社グループでは、当社グループの事業規模に応じた人員の確保を図るとともに、内部管理体制の強化・充実に努める方針であります。

しかしながら、組織体制に応じた内部管理体制を構築することができなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 人材の育成・確保について

当社グループの主力事業である不動産販売事業においては、その事業活動において複雑な権利調整や近隣対策などの特殊な技能が要求される場合があります。当社グループは組織的に蓄積したノウハウをもって既存社員各人の能力を向上させるとともに、外部から優秀な人材を確保することで、より効率的な事業運営の実現に努める方針であります。

しかしながら、これらの人材の育成・確保が予定通りに進まない場合には、当社グループの業績及び今後の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 契約不適合責任について

当社グループが不動産物件を販売した場合、契約不適合責任が生じます。特に新築住宅を販売した場合には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により構造耐力上主要な部分等について10年間責任を負います。当社グループでは、仕入先及び施工を行った外注業者にアフターサービス保証を負担させる等のリスク回避に努めております。また、2009年10月以降に引渡しを行った新築住宅については「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、構造耐力上主要な部分等に対する瑕疵担保責任を履行するための措置を講じております。

再生不動産物件については、構造偽装等によるリーガルリスクを、当社グループ独自の物件調査体制により軽減しております。

しかしながら、何らかの理由で当社グループが供給した物件に契約不適合が発覚し、当社グループが責任を負わなければならない事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 海外事業展開のリスクについて

海外事業展開として、当社グループはカンボジア王国において連結子会社L'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.を有しており、為替レートにより円換算後の価値が連結財務諸表に影響を与えるほか、同国の法的規制の変更、政治的・社会的要因、商習慣の相違、テロ等のカントリーリスクにより、当社グループの連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるラ・アトレの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2020年3月27日提出)及び四半期報告書(2020年5月15日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるラ・アトレの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2020年3月27日提出)及び四半期報告書(2020年5月15日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるラ・アトレの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2020年3月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるラ・アトレの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2020年3月27日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるラ・アトレの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2020年3月27日提出）をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2020年7月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,274,919	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株です。
計	5,274,919	—	—

(注) 1. 上記株式は、2020年7月1日に予定する本株式移転の効力発生により発行されます。

2. 上記株式数は、2019年12月31日時点におけるラ・アトレの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、ラ・アトレの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する株式数は変動いたします。

3. ラ・アトレは、当社の普通株式について東京証券取引所JASDAQ(グロース)に新規上場申請を行いました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

ラ・アトレが既に発行しているストック・オプションとしての新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

a. 株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2020年7月1日)
付与対象者の区分と人数(名)	従業員 28
新株予約権の数	232個(注) 1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3-(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3-(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3-(3) 新株予約権を行使することができる期間」をご参照下さい。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3-(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3-(6) 新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 「株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容」の「6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照下さい。

(注) 1. 2020年7月1日における株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権の個数です。ラ・アトレが発行している新株予約権については、当社は、株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

3. 従業員の退職に伴い新株予約権の数は、2020年3月27日に開催されたラ・アトレ定時株主総会において承認された株式移転計画書に予定された250個から232個に減少しております。

b. 株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2020年7月1日)
付与対象者の区分と人数(名)	取締役 3
新株予約権の数	1,000個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「3-(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照下さい。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「3-(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照下さい。
新株予約権の行使期間	移株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「3-(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照下さい。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「3-(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照下さい。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「3-(6)新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 「株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容」の「6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照下さい。

(注) 1. 2020年7月1日における株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権の個数です。ラ・アトレが発行している新株予約権については、当社は、株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2020年7月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年7月1日	5,274,919	5,274,919	250,000	250,000	100,000	100,000

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、ラ・アトレの発行済株式総数5,275,000株(2019年12月31日現在)に基づいて記載しております。なお、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する上記株式数は変動することがあります。なお、ラ・アトレが保有する自己株式(2019年12月31日現在81株)については、2020年6月11日にラ・アトレが開催予定の取締役会において、同月30日付で消却を行う旨の決議を行う予定のため、上記株式から除外しています。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレの2019年12月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	15	38	12	5	3,613	3,684	—
所有株式数 (単元)	—	167	1,435	21,822	587	33	28,695	52,739	1,100
所有株式数の割合 (%)	—	0.32	2.72	41.38	1.11	0.06	54.41	100.0	—

(注) 自己株式81株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。なお、ラ・アトレが保有する自己株式については、2020年6月11日にラ・アトレが開催予定の取締役会において、同月30日付で消却を行う旨の決議を行う予定です。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレの2019年12月31日現在の大株主の状況に基づき、当社の2020年7月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2020年7月1日時点（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
合同会社城山21世紀投資	東京都港区海岸 1-9-18	490,700	9.30
サマーバンク合同会社	東京都新宿区四谷 1-15	427,000	8.09
泉水開発株式会社	大阪府大阪市北区中之島 4-3-25	405,000	7.67
八尾浩嗣	大阪府大阪市福島区	290,600	5.50
サマーリバー合同会社	東京都新宿区四谷 1-15	278,700	5.28
嶋崎弘之	東京都大田区	244,300	4.63
築地株式会社	東京都中央区築地 4-3-11	220,000	4.17
脇田栄一	東京都港区	141,200	2.67
昭栄電気工具株式会社	東京都大田区田園調布南30-8	140,000	2.65
細川治城	神奈川県横浜市都筑区	100,000	1.89
計	—	2,737,500	51.85

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレの2019年12月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,273,900	52,739	—
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	5,275,000	—	—
総株主の議決権	—	52,739	—

(注) ラ・アトレは、自己株式81株を所有しており、単元未満株式の欄に含まれております。なお、ラ・アトレが保有する自己株式については、2020年6月11日にラ・アトレが開催予定の取締役会において、同月30日付で消却を行う旨の決議を行う予定です。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2020年7月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレの2019年12月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ラ・アトレ	東京都港区海岸一丁目9番18号	81	—	81	0.0
計	—	81	—	81	0.0

(注) 上記ラ・アトレの自己保有株式81株は株式移転の効力発生前に消却される予定です。なお、ラ・アトレが保有する自己株式については、2020年6月11日にラ・アトレが開催予定の取締役会において、同月30日付で消却を行う旨の決議を行う予定です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定であります。株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策の一つと考えており、配当については企業体質の強化と将来の事業展開を勘案しながら業績に応じて配当を実施することとしております。

なお、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2020年7月1日より東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるラ・アトレと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるラ・アトレのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2020年3月27日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーにとって、社会的責任を果たすための企業経営の基本的な枠組みであると理解し、より良い経営基盤の確立に注力して、コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施に取り組んで参る予定です。

② 企業統治体制の概要

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会制度を採用し、経営に関する機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設ける予定です。

a) 取締役会

取締役会は常勤取締役4名、社外取締役1名で構成し、毎月開催される定時取締役会（必要に応じ臨時取締役会を開催）において、法令上の規定事項その他経営に係る重要事項について審議及び決定を行う予定です。取締役会においては、社外取締役が第三者的立場で審議に参加することで、取締役の経営判断に対する監督機能を強化する予定です。さらに、取締役会には監査役も出席し、経営管理体制を監視する予定です。

(構成員の氏名等)

議長：代表取締役社長 脇田栄一

構成員：取締役 自見信也、取締役 八尾浩嗣、取締役 栗原一成、取締役（社外） 福田大助

なお、上記議長及び構成員の他、監査役 神保剛、監査役（社外） 佐藤明充、監査役（社外） 江口正夫が取締役会に参加し、取締役の業務執行を監査する体制を整える予定です。

b) 監査役会

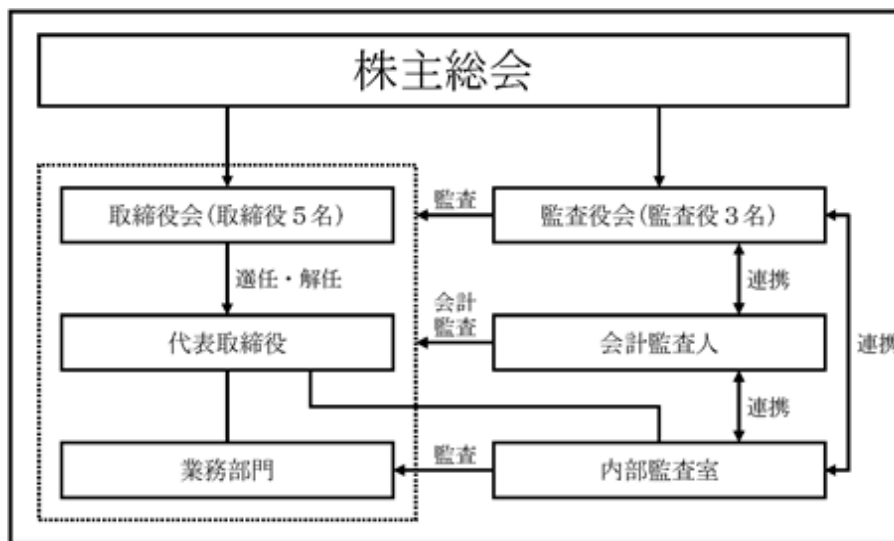
監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、社外監査役は弁護士及び公認会計士・税理士を予定しております。監査役会は毎月1回開催され、監査計画や監査方針を策定するとともに、業務分担等を決定する予定です。また、それぞれの分担に基づいて実施した監査内容を報告するとともに、その内容を協議し、経営内容を監視する予定です。

なお、当社と社外監査役の間には特別の利害関係が発生する予定はありません。

(構成員の氏名等)

監査役 神保剛、監査役（社外） 佐藤明充、監査役（社外） 江口正夫

(図表)



(b) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社を予定しております。当社の企業規模等から監査役会設置会社が現在における最適の組織形態であると考えております。

取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、社外取締役は当社の定例取締役会に出席し、経営に有用な意見を適宜述べ、当社のガバナンスの有効性を確保する役割を担う予定です。

また、監査役会は常勤の監査役1名と社外監査役2名で構成され、取締役の業務執行の適正性、適法性の監査を行い、当該状況については毎月1回開催される監査役会において報告され、有効な監視機能が確保される予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は、法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置付け、「コンプライアンス規程」その他必要な規程を作成し、法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するなど、代表取締役及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する予定です。

また、コンプライアンス委員会を設置し、法令等の順守状況に関する定期的な検証、コンプライアンス規程、ガイドライン、マニュアル等の作成、コンプライアンス教育の計画、管理、実施等を行うこととし、コンプライアンス体制の確立に努める予定です。

(b) 反社会的勢力排除体制の整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じることとしており、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力に対する基本的な考え方、対応責任者、対応方法等を定めるとともに、弁護士、警察等の外部機関とも連携できる体制を構築・維持する予定です。

(c) リスク管理体制の整備状況

当社では事業上の予見可能なリスクを未然に防止するため、各部門内で連携を密にし、リスクになる可能性のある事項を相互に監視するとともに、重要な事項については事業部長、取締役、幹部会又は取締役会において検討または承認する予定です。

また、リスク発生時には速やかに社長に連絡し、社長からの必要かつ適切な指示を受けた後に行動することを予定しております。

(d) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理する予定です。

また、当社グループの取締役等により構成される定期的な会議を通じて緊密な連携を図るとともに、当社の内部監査室による業務監査の実施を通じて、当社グループ会社の業務の適正の確保に努める予定であります。

④ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額です。

これは、社外取締役及び社外監査役が、各々の期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定める予定です。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議の要件

当社の取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

また、当社の取締役の解任決議については、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定める予定です。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとする事項及びその理由

(a) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の議決によって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定める予定です。

これは、取締役及び監査役が、各々の期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(b) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

(c) 中間配当金

当社は、取締役会の決議により毎年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを可能にすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定める予定です。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

就任予定の当社の取締役の状況は、以下のとおりです。

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するラ・アトレの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
代表取締役社長	脇田 栄一	1968年7月30日	2012年6月 ラ・アトレ代表取締役副社長兼不動産管理部長 2013年3月 ラ・アトレ代表取締役社長 (現任)	(注) 3	(1) 141,200株 (2) 141,200株
取締役	自見 信也	1961年9月29日	1990年12月 ラ・アトレ設立 常務取締役 1996年6月 ラ・アトレ専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル代表取締役社長 2009年6月 ラ・アトレ代表取締役副社長 2011年6月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル代表取締役社長退任 2012年2月 同社取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 ラ・アトレ取締役不動産再生事業部長 2016年8月 株式会社ラ・アトレレジデンシャル取締役 (現任) 2018年3月 ラ・アトレ取締役事業開発本部長 (現任)	(注) 3	(1) 68,900株 (2) 68,900株
取締役	八尾 浩嗣	1965年8月11日	2011年12月 ラ・アトレ戦略事業部顧問 2012年6月 ラ・アトレ取締役戦略事業部長 2014年1月 ラ・アトレ取締役アセットソリューション事業部長 2017年8月 ラ・アトレ取締役戦略事業部長兼札幌支店長 2018年3月 ラ・アトレ取締役管理本部長 2020年3月 ラ・アトレ取締役戦略事業本部長 (現任)	(注) 3	(1) 290,600株 (2) 290,600株
取締役	栗原 一成	1971年7月23日	1996年4月 三井物産株式会社入社 2000年7月 INGベアリング証券株式会社入社 2001年4月 日興証券株式会社入社 2003年3月 プリヴェチャーリッチ企業再生グループ株式会社取締役最高財務責任者 2005年1月 日興アントファクトリー株式会社入社 アント・コーポレートアドバイザー株式会社取締役 2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行東京支店入行 2019年5月 ラ・アトレ執行役員 (現任) 2020年3月 ラ・アトレ取締役管理本部長 (現任)	(注) 3	(1) 10,300株 (2) 10,300株
取締役	福田 大助	1955年10月27日	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年7月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 田中商事株式会社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 田中商事株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2019年3月 ラ・アトレ社外取締役 (現任)	(注) 1 3	(1) 一株 (2) 一株

役職名	氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	任期	(1) 所有するラ・アトレの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
監査役 (常勤)	神保 剛	1967年 1 月 31日	1991年 4 月 日産自動車株式会社 1996年 2 月 株式会社PALTEK管理本部長 2000年 8 月 ネットイヤーグループ株式会社財務部長 2001年11月 株式会社プライムゲート監査役(現任) 2002年 2 月 株式会社システム・ケイ取締役財務担当 2006年 1 月 有限会社アビリティサポート代表取締役(現任) 2018年 5 月 ラ・アトレ内部監査室長(現任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
監査役	佐藤 明充	1970年 8 月 11日	1992年10月 公認会計士第2次試験合格 1993年 4 月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1997年 4 月 公認会計士登録 2000年 9 月 佐藤公認会計士事務所開業 2001年 2 月 税理士登録 2004年 2 月 佐藤税理士法人代表社員(現任) 2004年 7 月 東光監査法人代表社員(現任) 2013年 3 月 ラ・アトレ社外監査役(現任)	(注) 2 4	(1) 一株 (2) 一株
監査役	江口 正夫	1952年10月20日	1979年10月 司法試験合格 1982年 4 月 弁護士登録 我妻・海谷法律事務所(現海谷・江口・池田法律事務所)入所 1985年 4 月 最高裁判所司法研究所弁護教官室所付 1990年 4 月 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議員 民事訴訟法改正問題特別委員会副委員長 1995年 4 月 (旧)建設省委託貸家業務合理化方策検討委員会委員 1996年 4 月 (旧)建設省委託賃貸住宅リフォーム促進方策検討委員会作業部会委員 2001年 4 月 財団法人日本賃貸住宅管理協会理事 2012年 4 月 公益社団法人日本賃貸住宅管理協会理事(現任) 2013年 3 月 東京商工会議所経済法規委員(現任) 2017年 3 月 ラ・アトレ社外監査役(現任)	(注) 2 4	(1) 一株 (2) 一株
計					(1) 511,000株 (2) 511,000株

- (注) 1. 取締役福田大助氏は、社外取締役です。
2. 監査役佐藤明充氏、江口正夫氏は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、2020年7月1日から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役任期は、2020年7月1日から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 所有株式数は2019年12月31日現在の株式数であります。
6. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

② 社外役員の状況

(a) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は1名の予定であります。また、社外監査役は2名の予定であります。

(b) 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

社外取締役福田大助氏、社外監査役佐藤明充氏及び社外監査役江口正夫氏と当社との間で、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。

(c) 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役福田大助氏は弁護士の立場から、社外監査役佐藤明充氏は公認会計士及び税理士としての立場から、また、社外監査役江口正夫氏は弁護士としての立場から、それぞれ当社の経営に有効な助言を行うとともに、取締役会や監査役会を通じて会社の内部統制部門や会計監査人とも必要に応じて連携をとりながら当社の企業統治に重要な役割を果たします。

当社は社外取締役及び社外監査役の選任に際しては、独立性に関する明確な基準又は方針は策定いたしません。取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがない人材を選任する方針であります。なお、社外取締役福田大助氏については東京証券取引所に対して独立役員として届け出を行います。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針は、定めませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考と致します。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において内部統制活動の実施状況について報告を受け、経営の監督監視機能の実効性向上を担います。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において内部統制全般の整備・運用状況、リスク管理等の状況を把握し、会計監査人から職務の執行状況等の報告を受け、内部監査及び内部統制部門並びに会計監査人と連携を図る取締役会とともに、適宜に情報交換及び意見交換を元に、監査機能の実効性向上を担います。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査体制の状況

本件株式移転により当社の完全子会社となるラ・アトレと同水準の体制を構築していく予定です。

ラ・アトレにおいての監査役の監査につきましては、常勤監査役（1名）及び社外監査役（2名）が、年間の監査方針を立案し、監査計画を作成します。監査にあたっては、議事録、稟議書、契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査との連携、実施調査、取締役会ほか社内での重要な会議への出席を行っております。

② 内部監査の状況

本件株式移転により当社の完全子会社となるラ・アトレと同水準の体制を構築していく予定です。

ラ・アトレにおいての内部監査の組織は、内部監査室（1名）において年間監査計画に基づき内部監査を行っております。内部監査は往査または書面監査、あるいはその両方の方法で行っております。当該監査終了後に監査報告書を作成し、社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、指摘事項にかかる改善報告を受け、進捗状況の確認をします。

また、会計監査人とも定期的に連絡会を持っており、当社における問題点の共有、問題改善の促進に努めております。内部監査、監査役監査及び会計監査人による会計監査は、相互に連携することにより監査の実効性を高めております。

なお、社外監査役佐藤明充氏は公認会計士であるとともに税理士法人代表社員であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は興亜監査法人に委嘱する予定です。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額の決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役報酬額及び監査役報酬額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役及び監査役の報酬等の額及び報酬等の内容は次のとおりとします。

(a) 取締役

a) 固定金銭報酬

取締役の固定金銭報酬の総額は、1億7500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とします。

b) 株式報酬型ストック・オプション

「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 2. 株式移転計画の内容（別紙1）株式会社LAホールディングス定款附則第2条（取締役の当初の報酬等）（2）株式報酬型ストック・オプション」をご参照下さい。

(b) 監査役

監査役の報酬等の額は5000万円以内とします。

② その他

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が株式の配当及び売却利益の收受である投資株式を純投資目的の投資株式、それ以外の当社事業の維持・強化等による企業価値の向上である投資株式を純投資目的以外の目的の投資株式といたします。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

検証の方法・内容については、中長期的な視点での相手先との取引・協業の円滑化及び強化の観点から、取締役会等で個別銘柄ごとに取引の経済合理性・保有の必要性を適宜検証し、当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレにおいて、2019年12月31日現在で次のとおりの純投資以外の目的である投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	3	32,975
非上場以外の株式	1	65,635

(2019年1月1日から2019年12月31日の事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の増加に係る取得価額 の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場以外の株式	—	—	—

(2019年1月1日から2019年12月31日の事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の減少に係る売却価額 の合計額 (千円)
非上場株式	1	20,000
非上場以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため該当事項はありませんが、当社の完全子会社となるラ・アトレにおいて、次のとおりの純投資以外の目的である投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

銘柄	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)光ハイツ・ヴェラス (注) 1	77,400	77,400	(保有目的) 高齢者向け住宅事業に関する業務提携 (定量的な保有効果) 定量的な保有効果の記載は困難ですが、提携業務に係る事業展開、財務状況、その他経済合理性等を総合的に勘案し、保有意義を定期的に検証しております。	(注) 2、3
	65,635	61,920		

(注) 1. 保有銘柄のうち、ラ・アトレにおいて2019年12月31日時点の資本金額の100分の1を超える貸借対照表計上額となる株式会社光ハイツ・ヴェラスの株式についてのみ記載しております。

2. 株式会社光ハイツ・ヴェラスは当社の株式を保有する予定はありません。

3. 株式会社光ハイツ・ヴェラスはラ・アトレの株式を保有していません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はございません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はございません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はございません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるラ・アトレの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2020年3月27日提出)及び四半期報告書(2020年5月15日提出)をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで（ただし、最初の事業年度は2020年7月1日から2020年12月31日までとします。）
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL (未定)
株主に対する特典	株主優待制度 毎年6月30日現在の当社株主名簿及び実質株主名簿に記載された1,000株以上を保有する株主を対象とし、提携ホテルで利用可能な22,000円の宿泊割引優待券（5,500円×4枚）。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 【有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付資料】
2020年3月11日関東財務局長に提出
- (2) 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）及びその添付資料】
2020年3月30日関東財務局長に提出

- (3) 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）及びその添付資料】
2020年5月18日関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のラ・アトレがそれぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりであります。

3 【組織再編成対象会社が提出した書類】

- (1) 【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度 第30期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
2020年3月27日関東財務局長に提出。
- (2) 【内部統制報告書及びその添付書類】
事業年度 第30期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
2020年3月27日関東財務局長に提出。
- (3) 【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度 第31期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
2020年5月15日関東財務局長に提出。
- (4) 【臨時報告書】
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転による持株会社の設立）の規定に基づく臨時報告書
2020年2月18日関東財務局長に提出
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2020年3月30日関東財務局長に提出。
- (5) 【訂正報告書】
該当事項はありません。

4 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ラ・アトレ 本店
（東京都港区海岸一丁目9番18号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません